

BSE国内対策
【と畜場・食肉処理関係】

厚生労働省

国産牛のBSE確認に伴う対策①

平成13(2001)年

・ 10月18日～：

と畜場でと畜解体される牛の全頭検査

その理由として

- ① 牛の月齢を正確に確認することができなかった
- ② 国内初のBSE感染牛が発見された直後で、検査をした肉としていない肉が流通することへの強い不安があった 等

国産牛のBSE確認に伴う対策②

平成13(2001)年

- ・ 10月18日～：
と畜場での頭部、せき髄、回腸遠位部の
除去、焼却の義務化

平成16(2004)年

- ・ 2月16日～：
BSE発生国産の牛せき柱の食品使用の禁止

国産牛のBSE確認に伴う対策③

平成17(2005)年

- ・ 8月 1日～：
と畜場でと畜解体される21ヶ月齢以上の牛
について検査を実施

①制度変更に伴い生じかねない消費者の不安を払拭

②生産・流通の現場における混乱を回避するため

20ヶ月齢以下の牛について地方自治体が自主検査を行う場合は、経過措置（最長3年：平成20年7月まで）として引き続き国庫補助を行った。

8月31日付け通知「平成20年度におけるBSE検査に係る国庫補助について」の趣旨

- 関係者の理解を深めていただけるよう、3年間の経過措置について周知の協力依頼をするもの
- 20ヶ月齢以下の牛のBSE検査は自治体が自治事務として自主的に行っているものであり、検査の実施については、自治体の判断に委ねられているもの
- なお、通知においては、自治体の対応にばらつきがでることにより、却って混乱等が生じることの懸念を表明

厚生労働省としては、今後とも、食品安全委員会の科学的知見に基づくリスク評価結果が国民に十分に理解されるようリスクコミュニケーション等に努める

と畜場におけるBSE対策①

すべての牛の特定危険部位(SRM)を除去、焼却

食肉処理における管理要領に基づき除去

- 専用の容器に保管
- 機械器具等の洗浄・消毒
- と畜検査員による確認
- 完全焼却（800℃以上）

頭部（扁桃を含む）

- 舌、頬肉は食用可
- 舌は扁桃に接触しないよう除去

せき髄

- 背割り前のせき髄除去
高圧洗浄により汚染除去

回腸遠位部

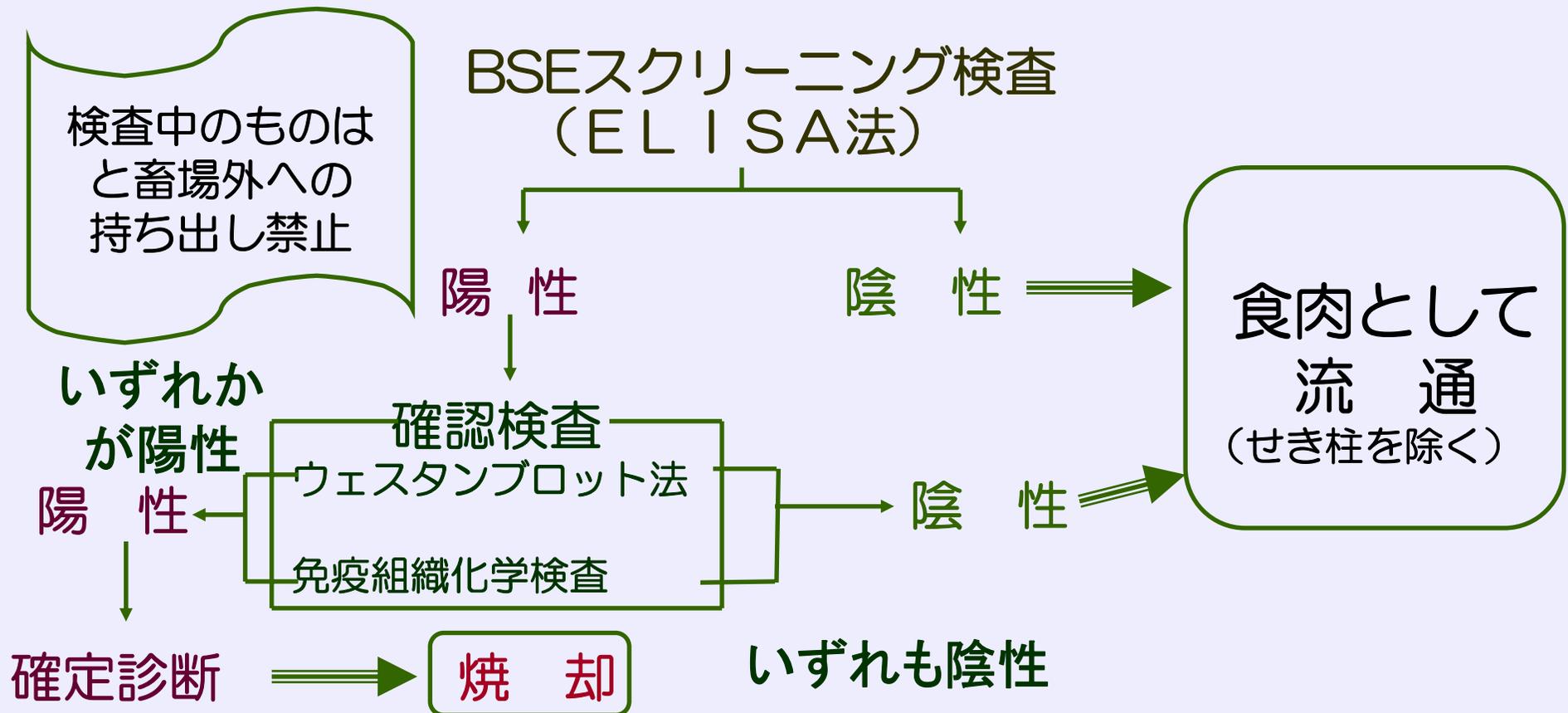
- 盲腸から安全率を見込んで
2mを除去

せき柱

- せき柱除去時の背根神経節による汚染防止

と畜場におけるBSE対策②

21ヶ月齢以上の牛について検査を実施
(20ヶ月齢以下は自治体が自主的に検査)



都道府県等の食肉衛生検査体制

- ・ 牛を処理すると畜場：154施設^{※1}
- ・ 関係自治体：76自治体^{※1}
(食肉衛生検査所等を設置)
- ・ と畜検査員：2,571名^{※2}

※1:平成20年3月末現在

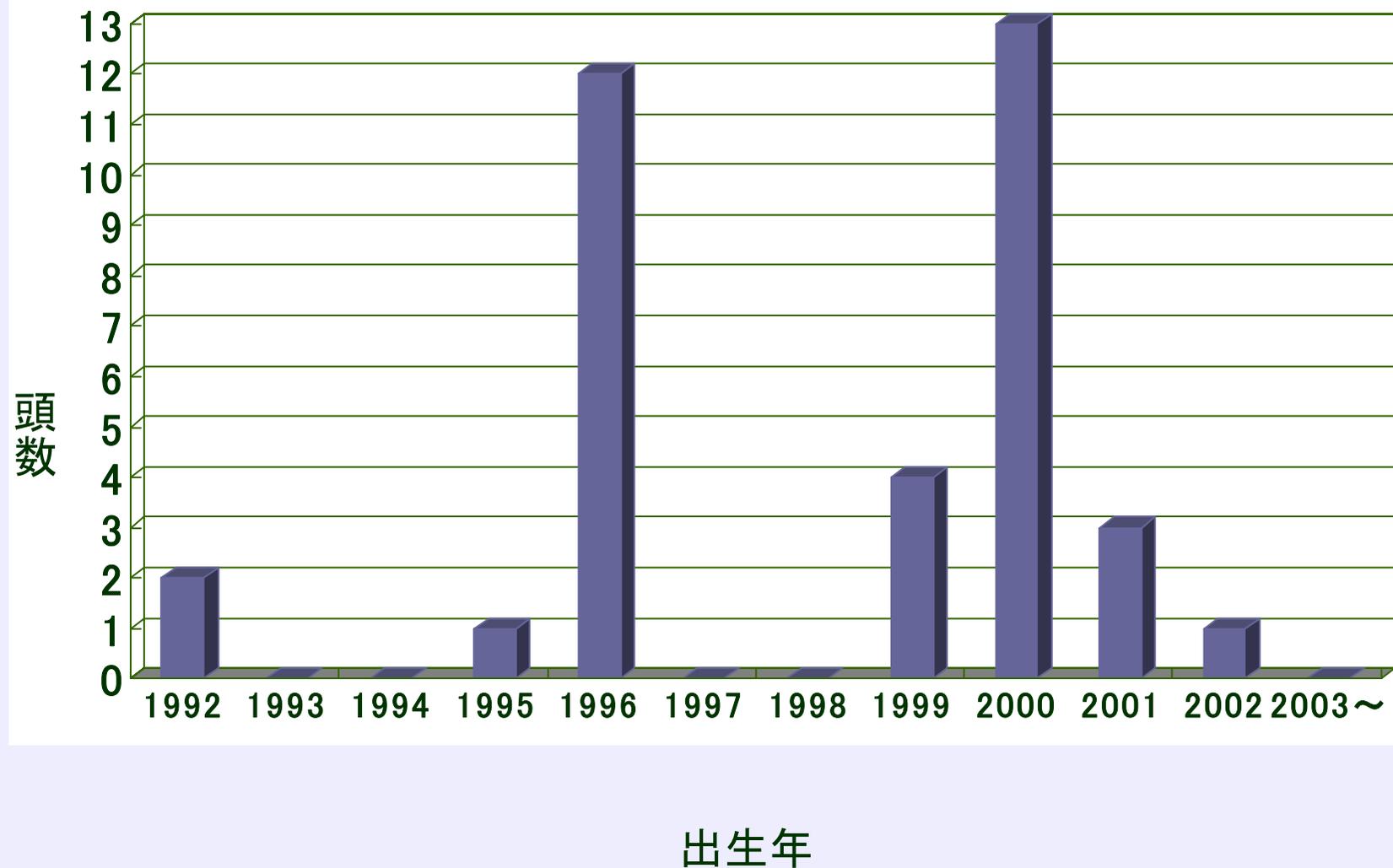
※2:平成19年3月末現在

BSE検査頭数（と畜場）とBSE確認頭数

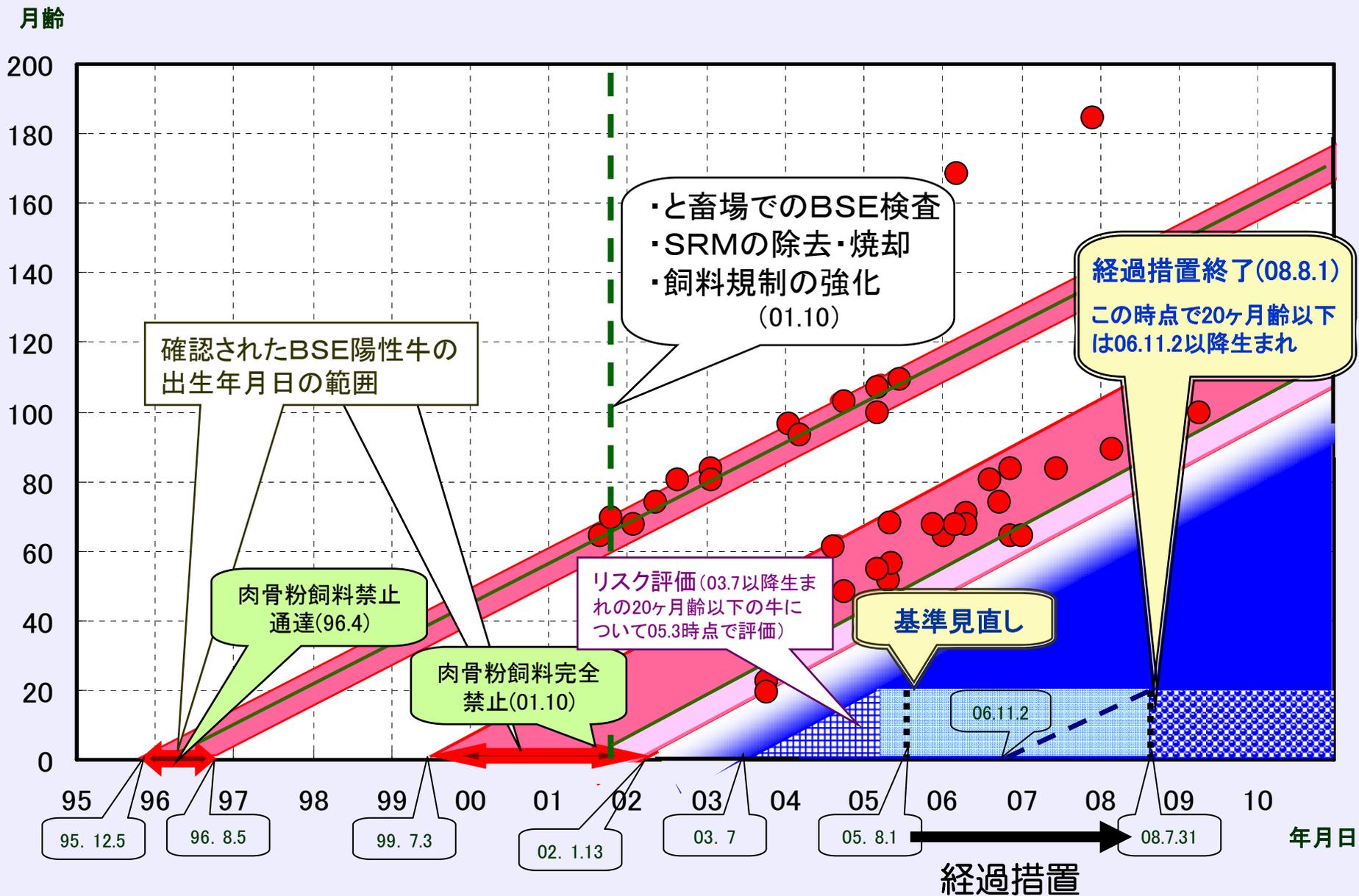
	BSE検査頭数 (と畜場)	BSE確認頭数※（平成21年1月31日現在）					
		<21	21-40	41-60	61-80	>80	
平成13年度 (2001)	523,591	3(2)				3(2)	
平成14年度 (2002)	1,253,811	4(4)				2(2)	2(2)
平成15年度 (2003)	1,252,630	4(3)		2(2)			2(1)
平成16年度 (2004)	1,265,620	5(3)			1	1(1)	3(2)
平成17年度 (2005)	1,232,252	8(5)			2(1)	4(2)	2(2)
平成18年度 (2006)	1,218,285	8(3)				7(2)	1(1)
平成19年度 (2007)	1,228,256	3(1)					1(1)
平成20年度 (2008)4-12月	957,724	1					1
合計	8,932,169	36(21)		2(2)	3(1)	17(9)	14(9)

※（ ）はと畜場で確認された頭数。平成13年9月に千葉県で確認された1例目、死亡牛検査で確認された13例を含め、国内では36頭がBSEとして確認

BSE検査陽性牛の出生年分布



日本のBSE陽性牛の生年月日と確認年月日



BSE対策に関する調査について①

食品安全委員会がとりまとめた我が国におけるBSE対策に係る食品健康影響評価において、SRMの除去の徹底について、「と畜場における実態調査を定期的に実施することはリスク回避に有効である」とされている。

BSE対策に関する調査について②

- ・ と畜場においては、と畜検査員が常駐して監督する中、と畜場と畜業者等により、SRMの除去、廃棄及び焼却が行われているが、食品安全委員会の指摘を踏まえ、SRM管理に関する法令や関係通知の遵守状況を確認するため、SRM管理の実態調査を定期的に行うこととしている。

牛の背割りによるせき髄片の飛散防止について (平成20年10月末現在)

- ・ 牛を処理すると畜場**154施設**のうち、背割りを行っていない施設は**6施設**
- ・ **残りの148施設の全て**において
 - － 鋸の歯を洗淨しながら切断し、脊髓を回収
 - － 回収した脊髓の焼却
 - － 背割り鋸を1頭ごとに洗淨消毒
 - － 背割り後、せき柱中の脊髓除去
 - － 除去後、高圧水により洗淨
 - － と畜検査員が枝肉への脊髓付着がないことを確認

背割り前のせき髄除去について (平成20年10月末現在)

- ・ 牛の背割りを行っている**148施設**のうち、背割りにせき髄吸引を行っている施設は**135施設(91%)**

と畜頭数ベースでは、**98%**の牛が背割りにせき髄吸引されている。

(数値は平成19年度のと畜頭数をもとに推定)

SRMに係るSSOP(衛生標準作業手順書) について(平成20年10月末現在)

- 牛又はめん羊・山羊のと畜を行っている
と畜場の**全て(158施設)**において、
SSOPを作成済み
- これらの施設のうち、
適正に点検・記録がなされていた施設は
157施設
- **1施設**については、処理実績なし

ピッシングに関する実態調査について①

- ・ ピッシングについては、これにより破壊された脳及びせき髄組織が血液循環を介して枝肉を汚染する可能性が指摘されており、また、食品安全委員会がとりまとめた食品健康影響評価において、「食肉のBSEリスクをさらに低減させるため、ピッシングの中止に向けて、具体的な目標を設定し、できる限り速やかに進める必要がある。」とされている。

ピッシングに関する実態調査について②

- ・ 厚生労働省では、従来から食肉の安全性の確保と従事者の安全確保の両立に配慮しつつ、廃止に向けて取り組んでいる。
- ・ 平成17年11月には、3年間のと畜場毎の対応方針を公表
- ・ 定期的に中止への取組み状況を調査
- 平成20年度中に、と畜場法施行規則を改正し、ピッシングを行ってはならない旨を規定する予定

ピッシング中止施設数

	中止施設	実施施設	合計
平成16年 10月末時点	45 (28%)	115 (72%)	160
平成17年 9月末時点	68 (42%)	93 (58%)	161
平成18年 2月末時点	79 (49%)	82 (51%)	161
平成18年 10月末時点	95 (60%)	64 (40%)	159
平成19年 10月末時点	120 (78%)	34 (22%)	154
平成20年 3月末時点	144 (94%)	10 (6%)	154
平成20年 10月末時点	148 (96%)	6 (4%)	154

今後のピッシング中止予定

	中止施設	実施施設
平成20年10月末	146 (96%)	10※ (4%)
平成20年度末 時点	154 (100%)	0 (0%)